

防衛研修所における専決及び代決に関する達を次のように定める。

昭和51年5月10日

防衛研修所長 大西 誠一郎

防衛研究所における専決及び代決に関する達

改正	昭和54年	4月	4日	防衛研修所達第1号	平成15年	3月	5日	防衛研究所達第4号
	昭和54年	12月	5日	防衛研修所達第5号	平成15年	4月	10日	防衛研究所達第6号
	昭和55年	7月	1日	防衛研修所達第7号	平成15年	7月	30日	防衛研究所達第7号
	昭和59年	6月	30日	防衛研修所達第5号	平成16年	4月	1日	防衛研究所達第9号
	昭和60年	4月	6日	防衛研究所達第2号	平成18年	3月	31日	防衛研究所達第3号
	昭和60年	12月	28日	防衛研究所達第4号	平成19年	4月	27日	防衛研究所達第3号
	平成4年	4月	10日	防衛研究所達第1号	平成20年	3月	31日	防衛研究所達第3号
	平成6年	3月	30日	防衛研究所達第3号	平成23年	2月	28日	防衛研究所達第1号
	平成6年	9月	30日	防衛研究所達第7号	平成23年	9月	1日	防衛研究所達第5号
	平成12年	6月	22日	防衛研究所達第7号	平成27年	4月	10日	防衛研究所達第1号
	平成14年	7月	29日	防衛研究所達第6号				

(趣旨)

第1条 この達は、防衛研究所の事務を能率的に処理するため、専決及び代決に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この達において「専決」とは、防衛研究所長（以下「所長」という。）に代わって決裁することをいい、その表示は、所長の名で行う。また、「代決」

とは、当該事項について権限を有する者が出張、休暇その他の理由により不在の場合、臨時的に代わって決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 この達で定める専決事項は、別紙のとおりとする。ただし、重要又は異例に属するものについては、この限りでない。

(専決に係る文書の審査)

第4条 専決に係る文書の審査については、防衛研究所における行政文書の管理に関する達（平成23年防衛研究所達第2号）第15条に定めるところによるものとする。

(代決)

第5条 次の表の左欄に掲げる者の代決は、右欄に掲げる者が行うものとする。

所長	副所長
副所長	当該事項を所掌する部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）
企画部長	企画部総務課長
企画部総務課長	企画部総務課課長補佐（総務）
企画部総務課会計室長	企画部総務課会計室室長補佐
企画部企画調整課長	企画部企画調整課研究調整官
政策研究部長	政策研究部長の指定する者
理論研究部長	理論研究部長の指定する者
地域研究部長	地域研究部長の指定する者
教育部長	教育部教務課長
教育部教務課長	教育部教務課課長補佐
戦史研究センター長	戦史研究センター長の指定する者

特別研究官（国際交流・図書担当）	特別研究官（国際交流・図書担当）の指名する者
特別研究官（政策シミュレーション担当）	特別研究官（政策シミュレーション担当）の指名する者

2 代決を行った者は、代決に係る事項について必要と認めるときは、速やかに当該事項について権限を有する者に報告しなければならない。

附 則

この達は、昭和51年5月10日から施行する。

附 則（昭和54年4月4日防衛研修所達第1号）

この達は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則（昭和54年12月5日防衛研修所達第5号）

この達は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月1日防衛研修所達第7号）

この達は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日防衛研修所達第5号）

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日防衛研究所達第2号）

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和60年12月28日防衛研究所達第4号）

この達は、昭和60年12月21日から施行する。

附 則（平成4年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成6年3月30日防衛研究所達第3号）

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月30日防衛研究所達第7号）

この達は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成12年6月22日防衛研究所達第7号）

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成14年7月29日防衛研究所達第6号）

この達は、平成14年7月29日から施行する。

附 則 （平成15年3月5日防衛研究所達第4号）

この達は、平成15年3月5日から施行する。

附 則 （平成15年4月10日防衛研究所達第6号）

この達は、平成15年4月10日から施行する。

附 則 （平成15年7月30日防衛研究所達第7号）

この達は、平成15年7月30日から施行する。

附 則 （平成16年4月1日防衛研究所達第9号）

この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日防衛研究所達第3号）

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月31日防衛研究所達第3号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年2月28日防衛研究所達第1号）

この達は、平成23年2月28日から施行する。

附 則 （平成23年9月1日防衛研究所達第5号）

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 （平成27年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

別紙（第3条関係）

1 副所長専決事項

- (1) 自衛官の昇給予定者の通知に関する事。
- (2) 准尉以下の自衛官の昇任資格者の通知に関する事。
- (3) 准尉以下の自衛官の退職に関する事。
- (4) 精勤賞被授与者の決定に関する事。
- (5) 行政職(一)1級（相当級を含む。）の事務官等及び准尉以下の自衛官の人事発令（総務課長専決に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 事務官等の復職時等の号俸の調整に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、自衛官の定期的人事関係事項の通知に関する事。

2 企画部、企画部総務課、企画部企画調整課、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「部等」という。）の長の専決事項

- (1) 部等に勤務する職員（教育部教務課の職員を除く。）及び研修員の超過勤務及び休日勤務の命令に関する事。
- (2) 軽易な通達、報告、通知、照会、依頼及び回答に関する事。
- (3) 部等に補職される職員の配置指定に関する事。
- (4) 部等に勤務する職員の講師派遣に係る命令に関する事。

3 企画部長専決事項

- (1) 海外出張に伴う公用旅券発行手続及び便宜供与等に関する事。
- (2) 物品管理法に基づく物品増減及び現在額報告書の提出に関する事。
- (3) 不自然な働き掛けの報告に関する事。
- (4) 不自然な働き掛けへの対応に係る措置終了報告に関する事。
- (5) 外国政府機関関係者等との接触状況の報告に関する事。
- (6) 海外渡航時の不審な動向の報告に関する事。

4 企画部総務課長専決事項

- (1) 事務官等の採用予定者及び採用状況の通知に関する事。
- (2) 准尉以下の自衛官の昇任試験関連事項の通知に関する事。
- (3) 人事統計報告に関する事。
- (4) 外国出張の人事発令及び命令の報告に関する事。
- (5) 隊員の公務外海外渡航状況の通知に関する事。
- (6) 調査統計（表彰、懲戒処分、刑事事件及び死傷事故）の報告に関する事。
- (7) 表彰実施報告及び通知に関する事。
- (8) 永年勤続者数の通知に関する事。
- (9) 栄典手続のための功績調書等の作成依頼に関する事。
- (10) 叙位、叙勲に添付する身分調書等の作成依頼に関する事。
- (11) 公務災害認定件数の報告に関する事。
- (12) 契約関係業務従事者の異動通知に関する事。
- (13) 中高年令者及び身体障害者の雇用状況の報告に関する事。
- (14) 離職後の幹部職員の就職状況等の報告に関する事。
- (15) 定期的な退職手当に関する事。
- (16) 国家公務員の給与実態調査表の提出に関する事。
- (17) 営舎外居住の許可に関する事。
- (18) 広報活動の実施計画及び結果の報告に関する事。
- (19) 給食通報の発行に関する事。
- (20) 航空従事者の年間飛行訓練の依頼に関する事。
- (21) 航空従事者の年間飛行記録の通知に関する事。
- (22) 公務員宿舎の貸与及び明渡しに関する事。
- (23) 債権（宿舎料）の発生等の通知に関する事。
- (24) 住宅事情調査等の提出に関する事。
- (25) 諸証明書（勤務日数等証明書、在職証明書、履歴証明書等）の発行に関する事。

と。

- (26) 宿日直勤務発令に関する事。
- (27) 消防法等に基づく所轄消防署への届出書類に関する事。
- (28) 勤勉手当の成績率に関する資料の提出に関する事。
- (29) 通勤手当、扶養手当、児童手当、住居手当等の決定に関する事。
- (30) 児童手当支給状況の報告に関する事。
- (31) 倫理管理官の任務の実施状況のうち判断を要しない報告に関する事。
- (32) 日本育英会の第一種学資金の返還を免除される職を置く研究所等の事業報告書に関する事。
- (33) 各種表彰受賞候補推薦の回答に関する事。
- (34) 支払計画に関する事。
- (35) 職員の軽易な研修、訓練・講習等の教育参加に係る命令に関する事。

5 企画部総務課会計室長専決事項

- (1) 所得税法等に基づく源泉徴収票、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書等に関する事。
- (2) 職員の俸給の繰上げ支給の承認に関する事。
- (3) 給与の留守宅渡の手続に関する事。
- (4) 支出負担行為計画示達要求書及び同計画達要求内訳書の提出に関する事。
- (5) 装備品等の統計報告に関する事。
- (6) 前金払等を必要とする契約の調査に関する事。
- (7) 調達基本計画の報告に関する事。
- (8) 防衛省所管国有財産取扱規則に基づく国有財産増減及び現在額報告書及び国有財産増減事由別調書の報告に関する事。
- (9) 防衛省所管国有財産取扱規則に基づく国有財産増減及び現在額計算書等の報告に関する事。
- (10) 防衛省所管国有財産取扱規則に基づく国有財産見込現在額報告書等の報

告に関する事。

- (11) 品質の確認を行う受領検査に関する協議に関する事。
- (12) 支出負担行為担当官補助者（指名・指名取消）通知書に関する事。
- (13) 使用責任者及び総括責任者（指定・指定取消）通知書に関する事。

6 教育部長専決事項

- (1) 研修員の班編制に関する事。
- (2) 現地研修実施上の細部事項に対する依頼に関する事。
- (3) 講義・講話の依頼及び礼状に関する事。

7 教育部教務課長専決事項

教育部教務課に勤務する職員の超過勤務及び休日勤務の命令に関する事。

8 特別研究官（国際交流・図書担当）専決事項

- (1) 図書委員会又は学校地区委員会において選定した図書等の購入決定の承認に関する事。
- (2) 特別利用許可の承認に関する事。
- (3) 図書等の寄贈等の依頼及び礼状に関する事。
- (4) 研究図書室利用に係る事務手続に関する事。